

## 提案書評価基準

### 1 基本的な評価事項

受託候補者の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、指名型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

### 2 評価点

提案書の内容を基本に評価し、評価点を与えます。評価委員一人あたりの評価点の満点は100点とします。

### 3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

評価が同点となった場合、評価基準の評価項目のうち、以下の項目順で点数比較を行います。なお、上位者が決まった段階で、それ以下の項目での比較は行わないものとします。

(1) 業務提案

(2) 業務実績・実務経験

(3) (2)の条件においても同点の場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定。票数が同数の場合には委員長の判断により決定。

### 4 ヒアリングを欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員がヒアリングを欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

### 5 評価方法

(1) 評価表の各評価項目に配分する得点は次のとおりです。

評価項目（大項目）	配点	比重
業務実績・実務経験	25	25%
業務提案	70	70%
ワークライフバランス・障害者雇用に関する取組	5	5%
合計	100	100%

(2) 評価項目、評価の着目点及びそのウェイトの詳細については、「プロポーザル評価表」のとおりとします。

(3) 採点方法

ア 各評価項目についてA、B、Cの3段階評価を行います。

イ 評価は各項目5点満点とし、A=5点、B=3点、C=0点とします

例えば、表1において配点10点の項目の場合

評価がAであれば評価点は  $10 \times 5 / 5 = 10$ 点

評価がBであれば評価点は  $10 \times 3 / 5 = 6$ 点

評価がCであれば評価点は  $10 \times 0 / 5 = 0$ 点

(4) その他

ア すべての評価項目を絶対評価により採点します。

イ 評価委員の持ち点の合計の60%を基準点とします。（評価委員5人がヒアリングに出席した場合の満点は500点、基準点は300点）基準点に達しない場合は不適格とします。

【プロポーザル評価表】

事業者：( )

評価者：( )

評価項目	評価の着目点		評価			評価	比率	配点
			A(5点)	B(3点)	C(0点)			
業務実績・実務経験	同種又は類似する調査企画・コンサルティングの実績 (過去4年間:平成28年度以降)		十分である	A又はCに該当しない	劣っている		×3	15点
	管理責任者の実務経験等	医療に関する調査企画・コンサルティング業務の実績 (過去4年間:平成28年度以降)	十分である	A又はCに該当しない	劣っている		×1	5点
	管理責任者以外の作業担当者の実務経験等	医療に関する調査企画・コンサルティングに携わった人数 (過去4年間:平成28年度以降)	2人以上	1人	0人		×1	5点
業務提案	本市における医療需要の現状・将来見込みの数値化	・公表データの活用方法は適切か。 ・将来見込みの算定方法(複数パターン)は適切か。	優れている	十分である	劣っている		×3	15点
	本市における供給能力の数値化の現状・将来見込みの数値化	・公表データの活用方法は適切か。 ・将来見込みの算定方法(複数パターン)は適切か。	優れている	十分である	劣っている		×3	15点
	2025年に向けた必要病床数の検証	・客観的に説明可能な検証方法か。 ・医療と介護の連携、在宅医療等の課題設定は適切か。	優れている	十分である	劣っている		×5	25点
	専門的な視点からの助言	・医療政策、病院経営、マーケティング等の知識があり、専門的な視点からの助言やサポートを期待できるか。	優れている	十分である	劣っている		×2	10点
	取組意欲	・業務に対する取組姿勢が適切で、意欲があるか。	優れている	十分である	劣っている		×1	5点
ワーカー雇用に関する取組・	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている ※従業員101人未満の場合のみ加算		—	該当している	該当していない		×1/3	1点
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている ※従業員301人未満の場合のみ加算		—	該当している	該当していない		×1/3	1点
	次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ・若者雇用促進法に基づく認定		—	該当している	該当していない		×1/3	1点
	よこはまグッドバランス賞の認定を取得している		—	該当している	該当していない		×1/3	1点
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)		—	該当している	該当していない		×1/3	1点
評価の合計						_____/100		